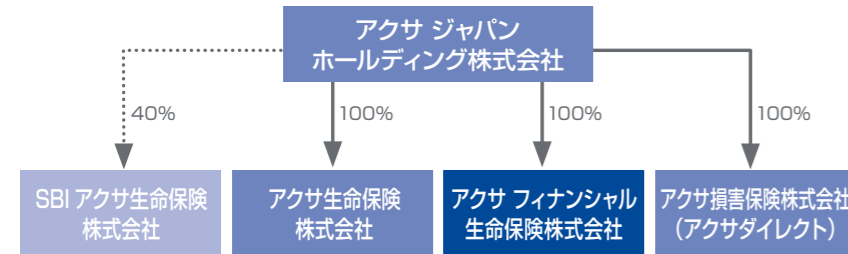


保険の世界ブランド「AXA」

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界55の国と地域のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。アクサ フィナンシャル生命は、銀行・証券会社などの金融機関を通じた保険の窓口販売を中心に事業を展開し、日本におけるAXAのフィナンシャル・プロテクション事業の一翼を担っています。



アクサ フィナンシャル生命2007年度のKey Figures
 ソルベンシー・マージン比率…………… **911.7%**
 (2008年3月末現在)
 S&P保険財務力格付け…………… **A+**

※標記の格付けは2009年2月末時点の評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。

情報提供とサービス



郵送で

- ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回(1月・4月・7月・10月)、ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額等)についてお知らせします。
- 運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。
- 変額個人年金保険(07)終身D3型(特別勘定)決算のお知らせ
事業年度決算後(毎年7月末頃)、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。



電話で

- アクサ フィナンシャル生命
カスタマーサービスセンター
- 0120-933-399** (無料)
フリーコール
- 9:00～18:00
(土日祝日および12月31日～1月3日を除く)
- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
 - 契約内容の変更や給付金請求等の各種手続き
 - 各種お問い合わせ



インターネットで

- アクサ フィナンシャル生命
ホームページ
- <http://www.axa-financial.co.jp>
- 会社案内、商品案内
 - ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
 - 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会
- ※「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

ご留意いただきたい事項

- アクサ フィナンシャル生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
生命保険会社の業務または財産の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。
- この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ フィナンシャル生命のカスタマーサービスセンター[TEL 0120-933-399 平日 9:00～18:00(土日祝日および12月31日～1月3日を除く)]までお問い合わせください。
- 生命保険募集人について
募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ フィナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ フィナンシャル生命が承諾したときに、有効に成立します。

募集代理店からのご説明事項

この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。この保険はアクサ フィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象とはなりません。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。変額個人年金保険(07)終身D3型のご購入に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧の上で、変額個人年金保険の販売資格を持つ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店

引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

redefining / standards

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 10F
 TEL 03-6911-9100 FAX 03-6911-9260
<http://www.axa-financial.co.jp>

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター



0120-933-399 (無料)
9:00～18:00(土日祝日および12月31日～1月3日を除く)

この商品は新規の販売を停止しています。
 記載の内容は当資料が作成された時点のもので、
 既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。
 新規のご契約のためにはご利用いただけません。



アクサ フィナンシャル生命の変額個人年金保険

黄金世代

変額個人年金保険(07)終身D3型



アクサ フィナンシャル生命

redefining / standards

ゆとりあるセカンドライフへの“くふう”。

3つのポイントで、“黄金世代”が、しっかりサポート。

ポイント 1 ずーっと受け取り!

1

運用を続けながら、一生涯受け取る年金

⚠️年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

ポイント 2 すぐに受け取り!

2

積立期間は、最短1年から自由に設定

⚠️積立期間1年の場合の年金支払開始日は、契約日から1年後の契約応当日となります。

ポイント 3 ふやして受け取り!

3

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

⚠️「2%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間は最長10年間です。

受取総額保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における
ロールアップ保証金額

年金支払開始日の直前の
契約応当日における
ラチェット保証金額

年金支払開始日前日における
積立金額

⚠️受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

*1「アクサ フィナンシャル生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

特別勘定で運用しながら、一生涯にわたって、お受け取りいただく年金

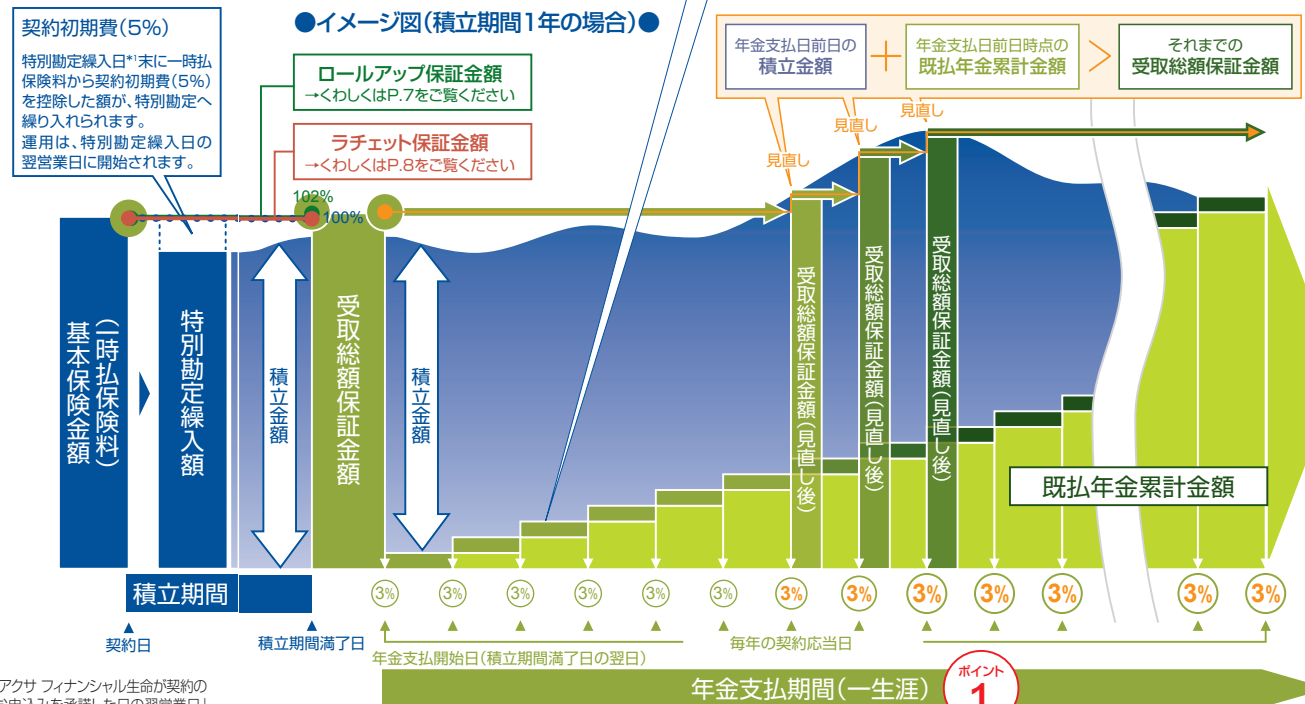
特別勘定終身年金

- 年金額は、「受取総額保証金額×算出率【表1】」となります。
→算出率は積立期間に応じて決まります。
- 年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、以降の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
→年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。
- 年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
→受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率【表1】」となります。

⚠️年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

【表1:積立期間に応じた算出率】

積立期間	1~2年	3~4年	5年以上
算出率(対受取総額保証金額)	3.0%	3.5%	4.0%



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。
なお、災害死亡給付金額は表示していません。
※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

ポイント 1

ゆとりあるセカンドライフへの“くふう”。

3つのポイントで、“黄金世代”が、しっかりサポート。

ポイント1 **ずーっと受け取り!**
運用を続けながら、**一生涯**受け取る年金

⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

ポイント2 **すぐに受け取り!**
積立期間は、**最短1年**から自由に設定

⚠積立期間1年の場合の年金支払開始日は、契約日から1年後の契約応当日となります。

ポイント3 **ふやして受け取り!**
受取総額保証金額をふやすための**2つの機能**

⚠「2%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間は最長10年間で。

受取総額保証金額とは?

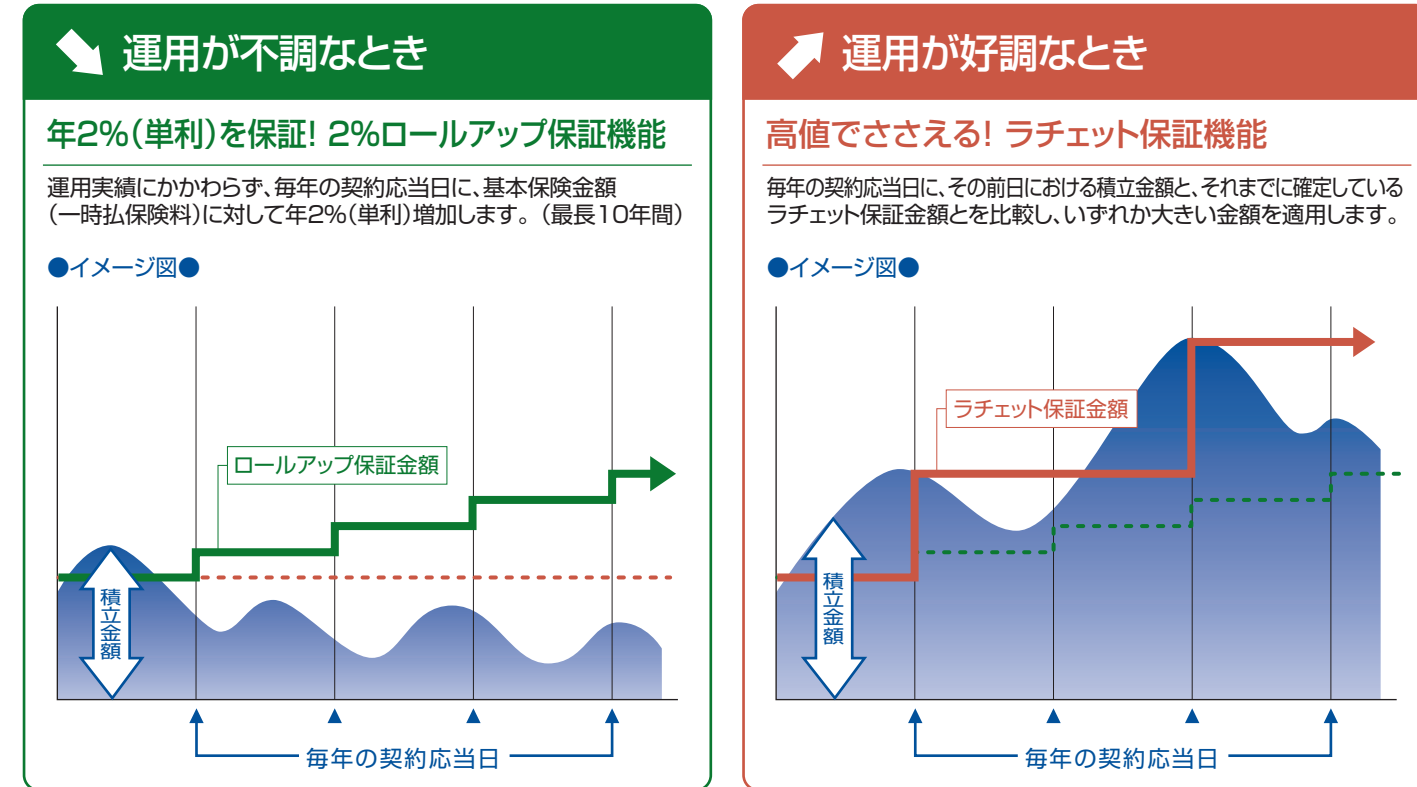
- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額	年金支払開始日の直前の 契約応当日における ラチェット保証金額	年金支払開始日前日における 積立金額
---------------------------	---------------------------------------	-----------------------

⚠受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合にに限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

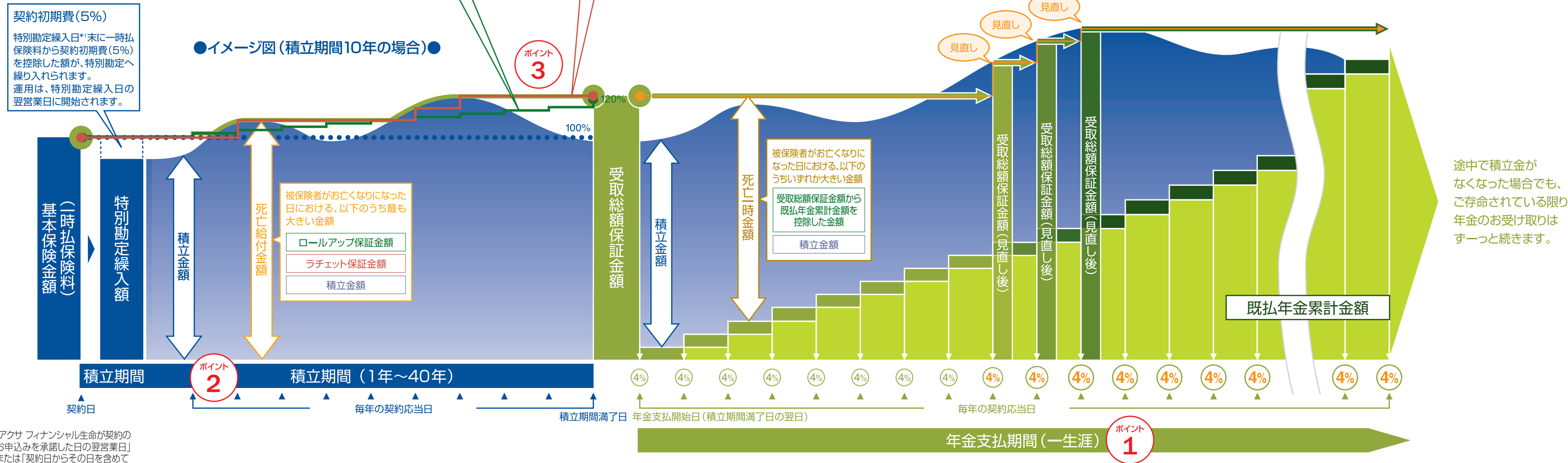
2つの機能で、積立期間中に受取総額保証金額を着実にふやして から年金をお受け取りいただくことも可能です。



(ご参考) 特別勘定終身年金の年金額の見込額 [最低保証金額] (課税前)

一時払保険料	積立期間:1年 (算出率3%)		積立期間:3年 (算出率3.5%)		積立期間:5年 (算出率4%)		積立期間:10年 (算出率4%)	
	ロールアップ保証金額	年金額 (最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額 (最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額 (最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額 (最低保証額)
200万円	204万円	6.1万円	212万円	7.4万円	220万円	8.8万円	240万円	9.6万円
500万円	510万円	15.3万円	530万円	18.5万円	550万円	22.0万円	600万円	24.0万円
800万円	816万円	24.4万円	848万円	29.6万円	880万円	35.2万円	960万円	38.4万円
1,000万円	1,020万円	30.6万円	1,060万円	37.1万円	1,100万円	44.0万円	1,200万円	48.0万円
2,000万円	2,040万円	61.2万円	2,120万円	74.2万円	2,200万円	88.0万円	2,400万円	96.0万円

※各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、当該ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額を計算。なお年金額は千円未満を切捨てて表示しています。
※年金額の計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮していません。仮に運用が好調で、ラチェット保証金額、または積立金額が受取総額保証金額となった場合には、上記の年金額(最低保証額)は増加します。



*1「アクサ フィナンシャル生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示されていません。
※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

途中で積立金がなくなった場合でも、ご存命されている限り、年金のお受け取りはずーっと続きます。

2%ロールアップ保証機能とラチェット保証機能

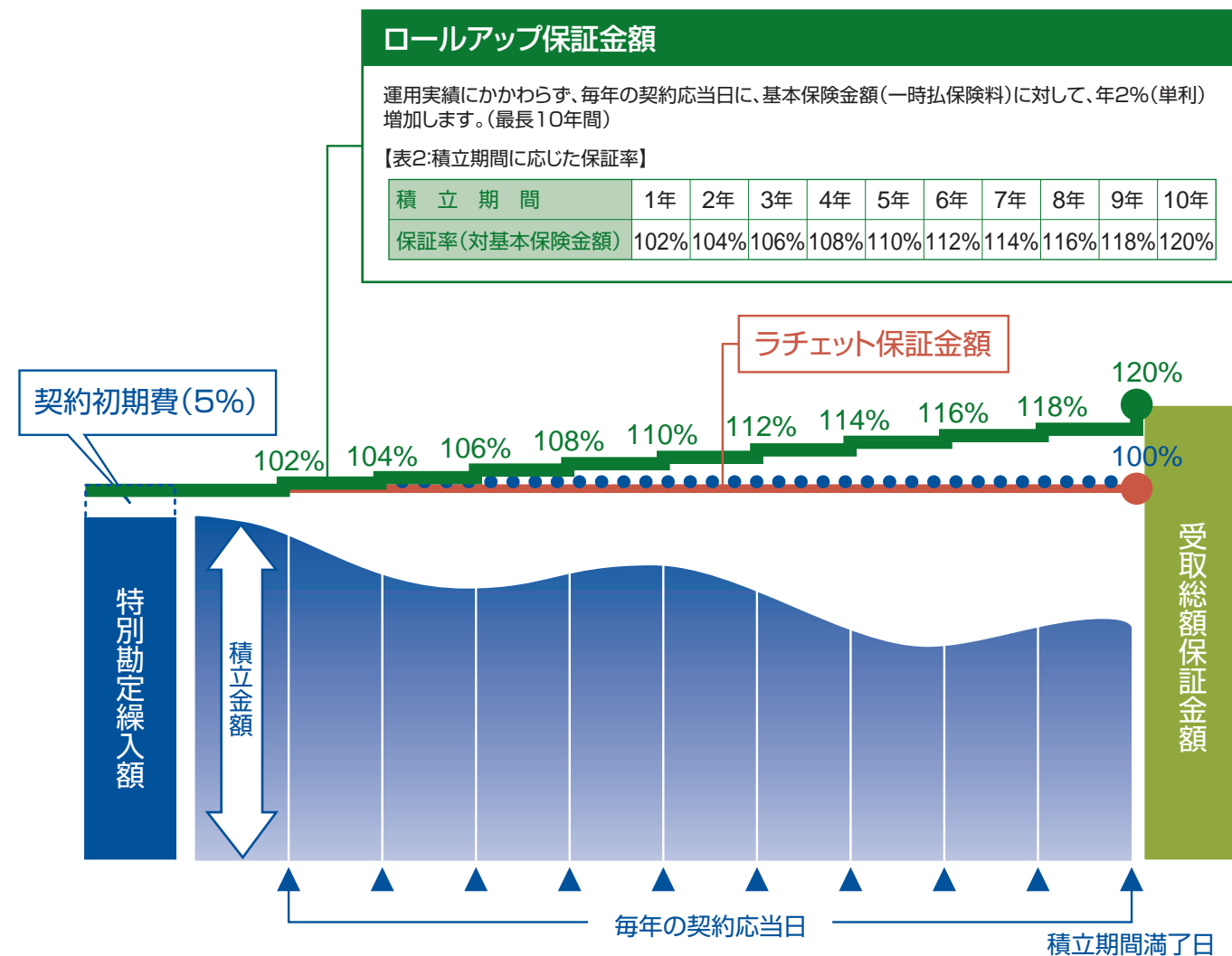
2%ロールアップ保証機能

2%ロールアップ保証機能は運用が不調なとき、その効果を発揮します。

- 積立期間中の運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年着実に増加します。
- ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。
- 積立期間中、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年2%単利で増加します。(下記【表2】参照)

⚠️ 2%ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は積立期間中のみで、最長10年間です。
 ・ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も積立金額と同一割合で減額されます。(P.11「ご契約の解約等のお取扱い」参照)

●イメージ図(積立期間10年の場合)●



※図中の数値は基本保険金額(一時払保険料)に対する割合です。
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を、保証・予測するものではありません。

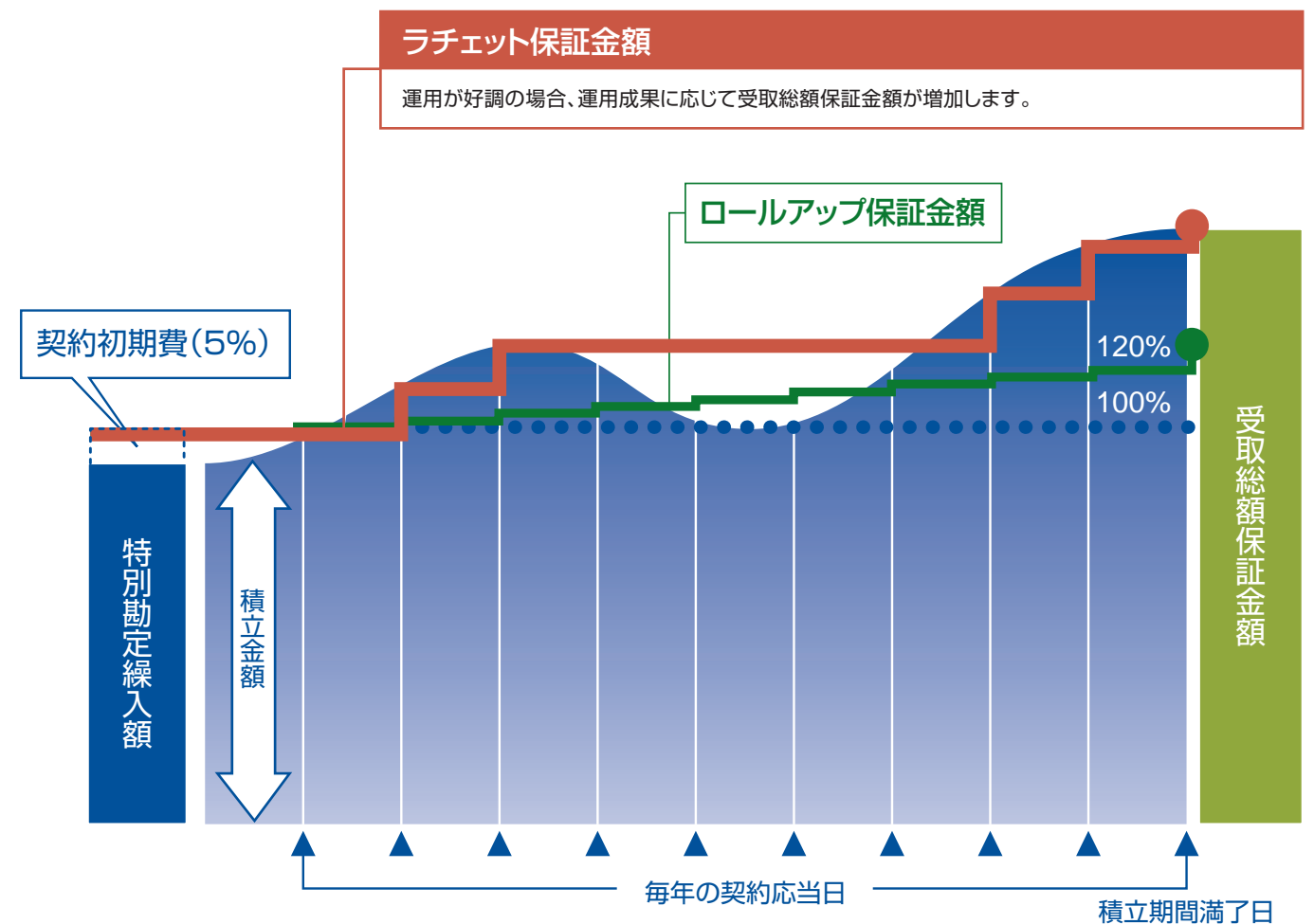
ラチェット保証機能

ラチェット保証機能は、運用が好調なとき、その効果を発揮します。

- 特別勘定の運用が好調の場合、運用成果に応じて受取総額保証金額が増加するチャンスがあります(上限はありません)。
- ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。
- 契約日以降、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。
- その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。

⚠️ ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も積立金額と同一割合で減額されます。(P.11「ご契約の解約等のお取扱い」参照)

●イメージ図(積立期間10年の場合)●



※図中の数値は基本保険金額(一時払保険料)に対する割合です。
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を、保証・予測するものではありません。

国内外の株式や債券等に分散投資された バランスファンドで運用します。

被保険者のご契約年齢（契約日における満年齢）に応じて、以下の特別勘定が設定されています。

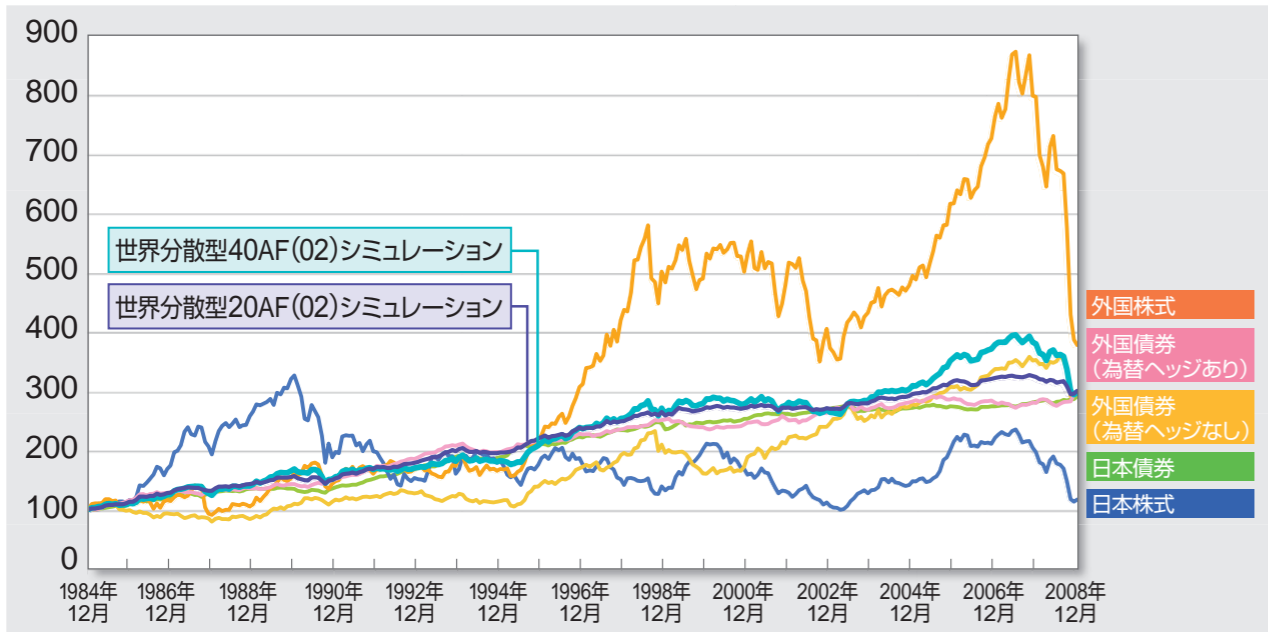
※ご契約後に他の特別勘定に積立金を移転することはできません。

被保険者のご契約年齢	50歳～70歳	71歳～80歳
特別勘定名	世界分散型40AF(O2)	世界分散型20AF(O2)
基本配分比率		
利用する投資信託	ステート・ストリート4資産バランス40VA 〈適格機関投資家限定〉	ステート・ストリート4資産バランス20VA 〈適格機関投資家限定〉
運用関係費	投資信託の純資産額に対して年率0.2625程度（税抜0.25%程度） → くわしくはP.12をご覧ください。	
利用する投資信託の委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	

※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。

ご参考 参考指数とポートフォリオの推移（契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前）

△本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合の、合成ポートフォリオと下記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。



※1984年12月末に100を投資した場合の資産額の推移を示しています。

1.【算出前提条件】 世界分散型40AF(O2)シミュレーションと世界分散型20AF(O2)シミュレーションは、それぞれの基本配分比率で各参考指数を保有したポートフォリオ（月次リバランス）で、投資に係る費用および税金等は一切考慮していません。

- 2.【参考指数】
- 日本株式: 東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率
 - 日本債券: 野村BPI総合
 - 外国株式: MSCI コクサイ (円ベース)
 - 外国債券(為替ヘッジあり): シティグループ世界国債 (除く日本、円ヘッジベース)
 - 外国債券(為替ヘッジなし): シティグループ世界国債 (除く日本、円ベース)

※データ対象期間: 1984年12月末日～2008年12月末日

※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

(Copyright ©2009 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

（ご参考）特別勘定終身年金受取シミュレーション [積立期間1年]（諸費用控除後・課税前）

△下表はアクサ フィナンシャル生命の変額個人年金保険「黄金世代」の特別勘定終身年金受取のイメージをつかんでいただくため、下記の算出前提条件で21年間運用を行ったと仮定した場合の、受取総額保証金額、年金額、積立金額等の推移をシミュレーションしたものであり、過去実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。

【算出前提条件】

ご契約時に、一時払保険料1,000万円から契約初期費(5.0%)相当額を控除した額を特別勘定に繰り入れ、21年間運用した場合の運用実績(保険関係費(年率2.55%)、運用関係費(年率0.2625%)を毎月初の積立金額から控除)が、それぞれ3.5%と-3.5%であったと仮定。(複利) なお、千円未満を四捨五入して表示しています。

- ・積立期間: 1年
- ・年金支払期間: 20年
- ・年金額の算出率: 3% (P.4【表1】参照)

●運用実績が3.5%の場合(単位:万円)

経過年数	受取総額保証金額(年度初)	年金額	既払年金累計金額①	積立金額(年度末)②	①と②の合計(年度末)	死亡給付金(死亡一時金) +①
0	1,000.0			980.9	980.9	1,000.0
1	1,020.0	30.6	30.6	983.6	1,014.2	1,020.0
2	1,020.0	30.6	61.2	986.4	1,047.6	1,047.6
3	1,047.6	31.4	92.6	988.4	1,081.0	1,081.0
4	1,081.0	32.4	125.1	989.4	1,114.4	1,114.4
5	1,114.4	33.4	158.5	989.4	1,147.9	1,147.9
6	1,147.9	34.4	192.9	988.4	1,181.3	1,181.3
7	1,181.3	35.4	228.4	986.3	1,214.7	1,214.7
8	1,214.7	36.4	264.8	983.1	1,247.9	1,247.9
9	1,247.9	37.4	302.2	978.8	1,281.0	1,281.0
10	1,281.0	38.4	340.7	973.3	1,313.9	1,313.9
11	1,313.9	39.4	380.1	966.5	1,346.6	1,346.6
12	1,346.6	40.4	420.5	958.5	1,379.0	1,379.0
13	1,379.0	41.4	461.9	949.3	1,411.1	1,411.1
14	1,411.1	42.3	504.2	938.7	1,442.9	1,442.9
15	1,442.9	43.3	547.5	926.7	1,474.2	1,474.2
16	1,474.2	44.2	591.7	913.4	1,505.1	1,505.1
17	1,505.1	45.2	636.9	898.6	1,535.5	1,535.5
18	1,535.5	46.1	682.9	882.4	1,565.3	1,565.3
19	1,565.3	47.0	729.9	864.7	1,594.6	1,594.6
20	1,594.6	47.8	777.7	845.4	1,623.2	1,623.2

●運用実績が-3.5%の場合(単位:万円)

経過年数	受取総額保証金額(年度初)	年金額	既払年金累計金額①	積立金額(年度末)②	①と②の合計(年度末)	死亡給付金(死亡一時金) +①
0	1,000.0			914.6	914.6	1,000.0
1	1,020.0	30.6	30.6	853.1	883.7	1,020.0
2	1,020.0	30.6	61.2	793.7	854.9	1,020.0
3	1,020.0	30.6	91.8	736.4	828.2	1,020.0
4	1,020.0	30.6	122.4	681.1	803.5	1,020.0
5	1,020.0	30.6	153.0	627.7	780.7	1,020.0
6	1,020.0	30.6	183.6	576.2	759.8	1,020.0
7	1,020.0	30.6	214.2	526.5	740.7	1,020.0
8	1,020.0	30.6	244.8	478.5	723.3	1,020.0
9	1,020.0	30.6	275.4	432.3	707.7	1,020.0
10	1,020.0	30.6	306.0	387.6	693.6	1,020.0
11	1,020.0	30.6	336.6	344.5	681.1	1,020.0
12	1,020.0	30.6	367.2	302.9	670.1	1,020.0
13	1,020.0	30.6	397.8	262.8	660.6	1,020.0
14	1,020.0	30.6	428.4	224.1	652.5	1,020.0
15	1,020.0	30.6	459.0	186.7	645.7	1,020.0
16	1,020.0	30.6	489.6	150.6	640.2	1,020.0
17	1,020.0	30.6	520.2	115.8	636.0	1,020.0
18	1,020.0	30.6	550.8	82.3	633.1	1,020.0
19	1,020.0	30.6	581.4	49.8	631.2	1,020.0
20	1,020.0	30.6	612.0	18.6	630.6	1,020.0

死亡保障

△被保険者死亡日において、既払年金累計金額が受取総額保証金額をこえ、かつ積立金額がない場合には、死亡一時金額のお支払いはありません。

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">ロールアップ保証金額</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ラチェット保証金額</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">積立金額</div>	死亡給付金受取人
	年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。	
年金支払期間		死亡一時金	既払年金累計金額と死亡一時金額を合算した金額において、受取総額保証金額が最低保証されます。 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">積立金額</div>	年金受取人*1

*1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。

※ 契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

△この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。

将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

ご契約の解約等のお取扱い

△「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解 約	●アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日(解約日)末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 △一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払	●アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
受取総額保証金額の減額 (積立金額の一部解約)	●減額後の受取総額保証金額をご指定いただけます。 ●受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。 ●受取総額保証金額の減額をした場合、アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 △減額後の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 △減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取扱いはできません。

ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢	50歳～80歳(契約日における満年齢)	
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円/最高5億円/1万円単位 ※アクサ フィナンシャル生命を引受保険会社とする他の変額個人年金保険と通算。	
保険料払込方法	一時払	
告 知	職業告知のみ(医師による診査は不要)	
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ フィナンシャル生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。	
契 約 日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。	
特別勘定繰入日	「アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日末に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。	
クーリング・オフ制度	ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ フィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額を全額お返しします。	
積立期間	1年～40年(年単位) ※ご契約後、年金支払開始日を変更することにより積立期間の延長・短縮も可能です。	
年金支払開始年齢	51歳～90歳	
年金受取人	ご契約者または被保険者	
年金の種類	特別勘定終身年金 ※年金の受取方法は年1回のお受け取り以外に、「分割でのお受け取り(年2・4・6回)」「年金支払日の任意指定(年2日まで)」のいずれかをご選択いただくこともできます。	
年金支払期間	終 身	
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5・10・15・20・25・30・36年のいずれか)から選択可能。
	年金支払移行特約	契約日から3年以上経過し、かつ年金支払開始日前であれば、この特約により、その時点の積立金額をもとに、確定年金(年金支払期間:5年～40年)に移行することができます。
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。

諸費用

この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

項 目	費 用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して5.0%
		特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および年金支払期間中

項 目	費 用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.55%
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産額に対して年率0.2625%程度(税抜0.25%程度)※
		特別勘定にて利用する投資信託における純資産額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中 ※年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項 目	費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%*
		年金支払日に責任準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。